

私立高等学校等専攻科生徒奨学給付金の給付に関する事務処理についての一部改正新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>私立高等学校等専攻科生徒奨学給付金の給付に関する事務処理について 最終改正施行 <u>令和2年7月8日</u></p> <p>前文 〔略〕</p> <p>1 給付申請及び認定について (1) 休学中の専攻科生徒に係る給付金の給付について ア 〔略〕 イ <u>基準日以降</u>に家計急変があった場合は、家計急変のあった日の翌月の1日（ただし、家計急変があった日が月の初日の場合は、家計急変があった月の1日とする。）（以下「家計急変における基準日」という。）に休学中の専攻科生徒（ただし、当該年度の4月1日から家計急変における基準日まで在籍期間がある者を除く。）に係る給付金は給付しないものとする。 なお、家計急変における基準日に休学中の専攻科生徒が、当該年度中に復学し、給付の申請をする場合には、当該専攻科生徒に係る給付金を給付できるものとする。</p> <p>(2) 休学中の専攻科生徒に係る申請について ア 基準日に休学中の専攻科生徒で、当該年度の4月1日から6月30日までの間に休学していない在学期間がある場合は、要綱第6条第1項<u>及び同条第2項</u>に規定する申請期間に申請できるものとし、当該年度の4月1日から6月30日までの全期間にわたって休学中の専攻科生徒が当該年度の12月31日までに復学した場合は、復学後に申請できるものとする。</p> <p>イ 〔略〕 <u>(新設)</u></p> <p><u>(3)</u> 退学者等に係る給付について 基準日及び家計急変における基準日に要綱第3条各項に規定する給付対象者であっても、申請時点において退学者等により高等学校等専攻科に在籍していない専攻科生徒に係る給付金は支給しない。</p> <p><u>(4)</u> 申請書類の申請先等について ア～ウ <u>(5)</u> 受給資格の認定等について 要綱第2条及び第3条<u>各</u>項に規定する給付対象者であること等の確認は下記の書類により行う。 ア 〔略〕 イ 要綱第3条第1項第2号に規定する給付対象者であることを確認する書類 保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類（課税証明書・非課税証明書・納税義務者用の特別徴収額決定通知書等）</p> <p>※ 非課税とは、保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が0円となる者とする。ただし、実際の税額の算定においては、100円未満の端数も切捨てとなるため、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が1～99円となる場合は非課税となる。したがって、課税証明書等の内訳において1～99円と記載されている場合であっても対象となるもの。</p> <p>ウ 要綱第3条第2項に規定する給付対象者であることを確認する書類 ①～② 〔略〕 ③ 保護者等の扶養親族の人数・年齢が確認できる書類（扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等）</p> <p>④ 〔略〕 エ 〔略〕 <u>(6)</u> 所得確認を行う保護者等について ア 生徒の親権を行う者とし、実質的な監護関係によって判断するものではな</p> | <p>私立高等学校等専攻科生徒奨学給付金の給付に関する事務処理について 最終改正施行 <u>令和3年5月18日</u></p> <p>前文 〔略〕</p> <p>1 給付申請及び認定について (1) 休学中の専攻科生徒に係る給付金の給付について ア 〔略〕 イ <u>基準日の翌日以降</u>に家計急変があった場合は、家計急変のあった日の翌月の1日（ただし、家計急変があった日が月の初日の場合は、家計急変があった月の1日とする。）（以下「家計急変における基準日」という。）に休学中の専攻科生徒（ただし、当該年度の4月1日から家計急変における基準日まで在籍期間がある者を除く。）に係る給付金は給付しないものとする。 なお、家計急変における基準日に休学中の専攻科生徒が、当該年度中に復学し、給付の申請をする場合には、当該専攻科生徒に係る給付金を給付できるものとする。</p> <p>(2) 休学中の専攻科生徒に係る申請について ア 基準日に休学中の専攻科生徒で、当該年度の4月1日から6月30日までの間に休学していない在学期間がある場合は、要綱第6条第1項<u>第1号、第2号及び第4号</u>に規定する申請期間に申請できるものとし、当該年度の4月1日から6月30日までの全期間にわたって休学中の専攻科生徒が当該年度の12月31日までに復学した場合は、復学後に申請できるものとする。</p> <p>イ 〔略〕 <u>(3) 停学者に係る給付及び申請について</u> ア <u>専攻科生徒が3か月以上の停学処分を受け、基準日及び家計急変における基準日に高等学校等専攻科修学支援金が支給停止となった場合は、給付金は給付しない。</u> イ <u>専攻科生徒が3か月未満の停学処分を受け、基準日及び家計急変における基準日に高等学校等専攻科修学支援金が支給停止となった場合は、復学後に当該専攻科生徒に係る給付金を給付できるものとする。なお、申請は、復学後に行</u>けるものとする。</p> <p><u>(4)</u> 退学者等に係る給付について 基準日及び家計急変における基準日に要綱第3条各項に規定する給付対象者であっても、申請時点において退学者等により高等学校等専攻科に在籍していない専攻科生徒に係る給付金は支給しない。</p> <p><u>(5)</u> 申請書類の申請先等について ア～ウ 〔略〕 <u>(6)</u> 受給資格の認定等について 要綱第2条及び第3条に規定する給付対象者であること等の確認<u>及び第4条に規定する給付額等の認定</u>は下記の書類により行う。 ア 〔略〕 イ 要綱第3条第1項第2号に規定する給付対象者であることを確認する書類 保護者等の<u>個人番号カードの写しその他の書類又は</u>道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類（課税証明書・非課税証明書・納税義務者用の特別徴収額決定通知書等）</p> <p>※ 非課税とは、保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が0円となる者とする。ただし、実際の税額の算定においては、100円未満の端数も切捨てとなるため、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が1～99円となる場合は非課税となる。したがって、課税証明書等の内訳において1～99円と記載されている場合であっても対象となるもの。</p> <p>ウ 要綱第3条第2項に規定する給付対象者であることを確認する書類 ①～② 〔略〕 ③ 保護者等の扶養親族の人数・年齢が確認できる書類（扶養親族分の健康保険証の写し、<u>被保険者記号及び番号等がマスキングされているもの。</u>）、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等）</p> <p>④ 〔略〕 エ 〔略〕 <u>(7)</u> 所得確認を行う保護者等について ア 生徒の親権を行う者とし、実質的な監護関係によって判断するものではな</p> |

い。ただし、親権者がウに規定する生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる場合は、その者は保護者に含まない。

なお、保護者が未成年後見人の場合であって、その未成年後見人が民法に定める生徒の扶養義務を負わない者であるときは、生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者として取り扱う。

イ 生徒に保護者がいない場合には、所得について判断する基準となる保護者等は生徒本人又は生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にはその者とする。

なお、成年に達した生徒の場合には保護者がいない場合に当たるものとして取り扱う。

(新設)

(新設)

ウ ドメスティックバイオレンス (DV) や児童虐待のため接触することにより危害が及ぶことが考えられる場合や失踪により接触することができない場合など、やむを得ない理由により保護者のうち一方又は双方の証明書類が提出できない場合には、当該事情を明らかにした上で、もう一方の保護者又は本人の所得のみにより判断する。

エ 次に掲げる者が保護者である場合には、生徒本人又は生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にはその者の所得により判断する。

- ① 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ② 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③ 法人である未成年後見人
- ④ 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人

オ 生徒本人や保護者以外の家族に所得がある場合であっても、本人や保護者以外の家族の所得は合算しない。

(7) 家計急変に係る家計状況の確認について

ア 要綱第3条第2項における「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課税に相当すると認められる者」とは、(5)ウの書類から基準日（基準日以降）に家計急変があった場合は家計急変における基準日）以降1年間の収入見込額が、次の表の収入基準以下の者とする。ただし、収入見込額が収入基準を超える場合であっても、収入見込額を基に算定した所得金額から各種控除額を差し引いた額が、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課税に相当する場合は収入基準以下のものとして取り扱う。

【収入基準】

| 区分 | 収入見込額 |
|-------------------|--------------|
| <u>1人世帯（扶養なし）</u> | 1,000,000円以下 |
| <u>2人世帯（1人扶養）</u> | 1,703,999円以下 |
| <u>3人世帯（2人扶養）</u> | 2,215,999円以下 |
| <u>4人世帯（3人扶養）</u> | 2,715,999円以下 |
| <u>5人世帯（4人扶養）</u> | 3,215,999円以下 |

イ～カ [略]

(8) オンライン学習に係る通信費負担の確認等について

要綱第4条第3項に規定する額を給付する場合の取扱いは次のとおりとする。

ア 学校においてルーター等を貸し出しており、通信費の一部または全部の負担を保護者等に求めている場合

- ・ 原則として、学校において代理受領することとする。
- ・ 家庭において通信費に係る負担が生じていることが明らかであるため、誓約書（参考様式-8）または通信費に係る契約書の写し（以下「誓約書等」という。）による使余の確認は不要とする。
- ・ 学校や都道府県等が通信費の全部を負担しており、家庭において通信費に係る負担が生じていない場合は、給付対象としない。

イ 家庭において通信費の契約をしている場合

- ・ 学校において代理受領することとして差し支えない。
- ・ 家庭において通信費に係る負担が生じていることを確認するため、誓約書等の提出により、使余の確認を行うこととする。
- ・ 学校においてオンライン学習を行っていない場合であっても、学校での学習内容を踏まえて、生徒が自主的にICT機器を活用し家庭学習を行うこと等も

い。ただし、親権者がオに規定する生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる場合は、その者は保護者に含まない。

なお、保護者が未成年後見人の場合であって、その未成年後見人が民法に定める生徒の扶養義務を負わない者であるときは、生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者として取り扱う。

イ 生徒に保護者がいない場合には、所得について判断する基準となる保護者等は生徒本人又は生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にはその者とする。

ウ 在学中に成年に達した生徒の場合には、成年に達する日以前において生徒の保護者等であった者とする。

エ ウ以外の成年に達した生徒の場合には、保護者がいない場合に当たるものとして取り扱う。

オ ドメスティックバイオレンス (DV) や児童虐待のため接触することにより危害が及ぶことが考えられる場合や失踪により接触することができない場合など、やむを得ない理由により保護者のうち一方又は双方の証明書類が提出できない場合には、当該事情を明らかにした上で、もう一方の保護者又は本人の所得のみにより判断する。

カ 次に掲げる者が保護者である場合には、生徒本人又は生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にはその者の所得により判断する。

- ① 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ② 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③ 法人である未成年後見人
- ④ 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人

キ 生徒本人や保護者以外の家族に所得がある場合であっても、本人や保護者以外の家族の所得は合算しない。

(8) 家計急変に係る家計状況の確認について

ア 要綱第3条第2項における「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課税に相当すると認められる者」とは、(6)ウの書類から基準日（基準日の翌日以降）に家計急変があった場合は家計急変における基準日）以降1年間の収入見込額が、次の表の収入基準以下の者とする。ただし、収入見込額が収入基準を超える場合であっても、収入見込額を基に算定した所得金額から各種控除額を差し引いた額が、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課税に相当する場合は収入基準以下のものとして取り扱う。

【収入基準】

| 区分 | 収入見込額 |
|-------------|--------------|
| <u>扶養なし</u> | 1,000,000円以下 |
| <u>1人扶養</u> | 1,703,999円以下 |
| <u>2人扶養</u> | 2,215,999円以下 |
| <u>3人扶養</u> | 2,715,999円以下 |
| <u>4人扶養</u> | 3,215,999円以下 |

イ～カ [略]

(削除)

あるため、誓約書等により、家庭において通信費に係る負担が生じていることが確認できれば、給付対象とする。

※ 学校において代理受領する場合、通信費相当の追加給付分も含めて授業料以外の教育費と相殺して差し支えない。

※ 高校生等奨学給付金の申請時点または通信費相当の追加給付時点において、家庭で通信費に係る負担が一切生じていない場合であっても、令和2年度内に通信回線等に係る契約を行う予定があれば、誓約書の提出をもって給付対象とする。なお、通信費に係る契約期間や支払額に関わらず、給付額は10,000円の定額とする（7月以降の家計急変により給付対象となる場合を除く。）。

(9) 添付書類の取扱いについて

専攻科支援金の申請の書類等により確認できる場合には添付を省略できるものとする。

(新設)

2～4 略

(9) 添付書類の取扱いについて

専攻科支援金の申請の書類等（特定個人情報を除くものとし、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が確認できる書類に限る。）により確認できる場合には添付を省略できるものとする。

(10) プライバシーに配慮した提出方法について

個人情報及び特定個人情報の取扱いに十分留意するとともに、生徒及び保護者のプライバシーに配慮した書類の提出方法について、特段の配慮を行うものとする。

2～4 略

(様式第1号)～(様式第2号)[略]

(参考様式-1)～(参考様式-7)[略]

(参考様式-8)

年 月 日

岩手県知事 様

オンライン学習の通信費に係る誓約書

令和2年度に私が支給を受ける私立高等学校等専攻科生徒奨学給付金のうち、私立高等学校等専攻科生徒奨学給付金給付要綱第4条第3項各号に規定する加算額については、オンライン学習の通信費に充てることを誓約します。

| | |
|--------|-----|
| 申請者住所 | 〒 |
| 申請者氏名 | (印) |
| 対象生徒氏名 | |

※私立高等学校等専攻科生徒奨学給付金の支給に当たって疑義が生じた場合、御家庭における通信費の契約状況等について確認する場合があります。

(様式第1号)～(様式第2号)[略]

(参考様式-1)～(参考様式-7)[略]

(削除)

備考 改正部分は、下線の部分である。